

# 大府市公契約基本条例を施行しました

受注者等（市と契約を結ぼうとする業者等）には、この条例の趣旨をご理解いただき、関係法令の遵守及び労務費等の正しい積算をお願いするとともに、下請負者に対する指導もよろしくお願いいたします。

## 1 条例の目的

この条例は、**公契約**に係る基本理念を定め、市及び受注者等の責務を明らかにし、**公契約**の適正な履行及び労働者の適正な労働条件の確保を図ることで、市民福祉の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

## 2 基本理念

- (1) 公正性、透明性及び競争性を確保します。
- (2) 適正な履行の確保をします。
- (3) 社会的責任の向上に努めます。
- (4) 地域経済の健全な発展に努めます。

## 3 市の責務

- (1) 必要な施策を総合的に実施しなければならない。
- (2) 具体的な取組
  - ・ 適正な契約方法を採用し、公正な競争を行うこと。
  - ・ 価格、品質、納期等適正な契約条件とすること。
  - ・ 労務その他の取引の実例価格を考慮して予定価格を設定すること。
  - ・ 合理的な規模、適正な時期に締結すること。
  - ・ 市内事業者を積極的な活用すること。

## 4 受注者等の責務

- (1) 市の実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。
- (2) 具体的な取組
  - ・ 社会的責任の向上に努めること。
  - ・ 労務費その他の経費を適正に積算すること。
  - ・ 関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件を確保すること。
  - ・ 下請負者との対等な立場での合意に基づき、適正な契約を締結すること。
  - ・ 下請負者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、市内事業者を積極的に活用すること。